

ソルベンシー・マージン比率の見直しの骨子(案)

1. 健全性の基準に用いる資本金、基金、準備金等

(1) 繰延税金資産(規則第86条第1項第1号の一部)

- 繰延税金資産のうち、価格変動準備金、危険準備金、異常危険準備金、評価・換算差額に係るもの以外については、純資産及び各種準備金等(注1)の20%を限度として算入できるものとする。

(注1) 正確には、次の(ア)～(オ)の合計額とする。

- (ア) 純資産(剰余金の処分として支出する額、評価・換算差額等及び繰延資産等を除く。)
- (イ) 価格変動準備金
- (ウ) 危険準備金及び異常危険準備金
- (エ) 責任準備金のうち解約返戻金相当額を超える額及び契約者配当準備金の未割当額
- (オ) 持込資本金等

(2) 将来利益(告示第1条第4号)

- 将来利益については、全額不算入とする。

(3) 税効果相当額(告示第1条第5号)

- 税効果相当額については、中核的支払余力(注2)を限度に算入できるものとする。

(注2) 中核的支払余力とは、(注1)の(ア)～(オ)の合計額から、(1)により算入できない繰延税金資産の額を控除した額をいう。

2. 通常の予測を超える危険に対応する額

(1) 一般保険リスク相当額(告示第2条第1項第1号、別表第3)

- 95%VaRの損害率と平均損害率の差を保険料基準のリスク係数とし、また、保険金基準のリスク係数は、保険料基準のリスク係数を平均損害率で除した率として、それぞれ直近10年間の実績データを基にリスク係数を改定する。
- 基礎データは、1997～2006 年度における損害保険会社の損害率の実績をもとにした統計資料を使用する。

(2) 予定利率リスク相当額(告示第2条第2項、別表第6)

- 保険会社の一般的な資産ポートフォリオによる収益率が予定利率を下回り、逆ざやとなる金額の期待値をリスク量とするとの考え方で、直近10年間の実績データを基にリスク係数を改定する。
- 基礎データは、1997年4月～2007年3月における各種インデックスに基づく収益率の平均及び標準偏差と、2007年3月末における資産構成の実績を使用する。

(3) 最低保証リスク相当額(告示第2条第3項、別表第6の2)

- 価格変動等リスクで想定している資産価値の下落が生じた場合に、追加的に積立が必要となる最低保証に係る保険料積立金の額を各社で算出し、リスク量とする。

(4) 価格変動等リスク相当額(告示第2条第4項、別表第7)

- ・ 95%VaRの資産価格の年間最大下落幅をリスク量とするとの考え方で、最近まで
のできる限り長期間の実績データを基にリスク係数を改定する。
- ・ 外貨建保険負債との対応関係が明確な外貨建資産に関しては、為替リスクを除いた
リスク係数を設定する。
- ・ 分散投資効果は、現行では一律に生命保険会社30%、損害保険会社20%としてい
るのを改め、各社がそれぞれのポートフォリオに基づいて算出する。
- ・ デリバティブ取引によりリスクヘッジを行っている場合には、価格変動等リスクの算出
にあたり、当該デリバティブの取引高をリスク対象資産の額から控除する。
- ・ 基礎データは、1975年4月～2007年3月のうち、できる限り長期における各種イン
デックスに基づく収益率の平均、標準偏差及び相関係数を使用する。

(5) 子会社等リスク相当額(告示第2条第6項、別表第10)

- ・ 国内外の会社の株式や債券等のリスク係数については、価格変動等リスクの見直し
に合わせて改定を行う。

(6) デリバティブ取引リスク相当額(告示第2条第7項、別表第11、別表第12)

- ・ 先物取引リスク及びオプション取引リスクについて、価格変動等リスクの見直しに合
わせて改定を行う。

※ 骨子(案)中、「規則」とあるのは、保険業法施行規則(平成8年大蔵省令第5号)を、「告示」とあるの
は、「保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法
等を定める件」(平成8年大蔵省告示第50号)を指す。

【参考】

○通常の予測を超える危険に対応する額(リスク)に用いる基礎データは、以下のとおり。

(1) 一般保険リスク相当額関係

保険の種類	1997～2006 年度の損害率	
	平均	標準偏差
火災保険 (家計地震保険を除く)	42.4%	8.5%
傷害保険	39.5%	8.3%
自動車保険	57.6%	6.3%
船舶保険	80.8%	38.7%
積荷保険	47.7%	10.7%
その他の保険 (自動車損害賠償責任保険を除く)	64.8%	15.5%

(注) 全損害保険会社の中から、保険料の多い順に保険料総額で 97.7%以上をカバーするよう会社を抽出し、抽出された会社の実績値を統計処理した。

(2) 予定利率リスク相当額関係

資産 区分	生命保険			損害保険		
	指標(インカム)	収益率	標準偏差	指標(キャピタル)	収益率	標準偏差
貸付金	長期プライムレート	2.0%	0.4%	長期プライムレート	2.0%	0.4%
邦貨建 債券	10 年国債応募者 利回り	1.5%	0.3%	NOMURA-BPI	2.0%	2.3%
国内 株式	株式配当利回り (東証)	1.2%	0.2%	配当込 TOPIX	2.2%	25.9%
外貨建 債券	シティグループ世界国 債インデックス(除く日 本)・クーポンのみ	6.0%	1.0%	シティグループ世界国 債インデックス(除く日 本)	6.5%	11.9%
外国 株式	モルガン・スタンレー世界 株式インデックス(除く 日本)配当利回り	2.0%	0.3%	モルガン・スタンレー世界 株式インデックス(除く 日本)	8.2%	21.8%
不動産	MTB-IKOMA Index インカム収益 率	4.0%	0.4%	日本不動産研究所 全国市街地価格指 数/商業地	▲8.3%	2.7%
短期 資金	CD3 ヶ月と有担保 コールオーバーナイトの 和半	0.2%	0.2%	CD3 ヶ月と有担保 コールオーバーナイトの 和半	0.2%	0.2%
総資 産 (注2)	—	2.0%	0.3%	—	2.1%	1.8%

(注1) 1997 年 4 月～2007 年 3 月のデータより算出

(注2) 総資産は、2007 年 3 月の生命保険・損害保険それぞれの資産構成割合(生保は一般勘定、損保は積立勘定)を用いて算出したもの。具体的な構成割合は以下のとおり。

	貸付金	邦貨建債券	国内株式	外貨建債券	外国株式	不動産	短期資金	その他
生保	20.6%	45.0%	17.7%	9.5%	2.8%	2.3%	2.2%	0.0%
損保	15.9%	64.0%	0.1%	5.4%	1.1%	0.0%	12.5%	1.0%

(3) 価格変動等リスク相当額関係

対象資産	指 標	期 間	平均収益率	標準偏差
国内株式	TOPIX(配当なし)	1975.4～2007.3	5.2%	17.2%
外国株式	モルガン・スタンレー国際インデックス(除く日本) (円ベース)	1975.4～2007.3	9.2%	17.0%
	(現地通貨ベース)	1975.4～2007.3	11.9%	13.8%
邦貨建債券	NOMURA-BPI	1984.1～2007.3	3.3%	3.5%
外貨建債券、外貨建貸付金等	シティグループ世界国債インデックス(除く日本) (円ベース、円ヘッジなし)	1985.1～2007.3	5.5%	10.6%
	(現地通貨ベース)	1985.1～2007.3	7.9%	3.9%
不動産	日本不動産研究所全国市街地価格指数／商業地	1975.4～2007.3	▲0.9%	5.6%
金地金	国内小売価格(田中貴金属)	1975.4～2007.3	1.2%	18.5%
商品有価証券	NOMURA-BPI	1984.1～2007.3	0.0%	0.3%

相関係数 ρ_{ij}		リスク対象資産 (j)						
		1 国内株式	2 外国株式	3 邦貨建債券	4 外貨建債券・外貨建貸付金等	5 不動産	6 金地金	7 商品有価証券
リスク対象資産	1 国内株式	1.000	0.286	-0.015	-0.077	0.050	0.035	-0.016
	2 外国株式	0.286	1.000	-0.041	0.533	0.008	0.255	-0.040
	3 邦貨建債券	-0.015	-0.041	1.000	0.049	-0.044	-0.142	1.000
	4 外貨建債券・外貨建貸付金等	-0.077	0.533	0.049	1.000	-0.045	0.491	0.050
	5 不動産	0.050	0.008	-0.044	-0.045	1.000	-0.140	-0.042
	6 金地金	0.035	0.255	-0.142	0.491	-0.140	1.000	-0.141
	7 商品有価証券	-0.016	-0.040	1.000	0.050	-0.042	-0.141	1.000

(注 1) 相関係数は 1985 年 4 月～2007 年 3 月のデータより算出している。

(注 2) 実際に使用する場合には 0.25 単位で丸める。